

イギリスにおけるトラスト・スクールの展開

望田, 研吾

九州大学大学院人間環境学研究院国際教育環境学講座 : 比較国際教育学

<https://doi.org/10.15017/15595>

出版情報 : 大学院教育学研究紀要. 11, pp.25-44, 2009-03-31. 九州大学大学院人間環境学研究院教育学
部門

バージョン :

権利関係 :

イギリスにおけるトラスト・スクールの展開

望 田 研 吾

はじめに

1997年5月に政権についたイギリスの労働党政府は、ブレア第2期政権下の2001年以降、競争的教育文化から協働的教育文化への転換を進めつつある。それは、競争的教育文化の中での激しい学校間競争に基づく水準向上や学校改善から、学校間協働を軸とする改革への転換を目指すものである。こうした転換が図られているのも、少数の「強い学校」のみが競争の中で勝ち残っていくシステムでは、システム総体としての水準向上、教育の質向上という最も重要な目標達成がきわめて困難となるとの認識が、労働党政権において強くなったからである。すなわち「システムワイド」な改革にとっては、個別の学校が競争の中で「孤立」するのではなく、協働原理に基づき特に「強い学校」が「弱い学校」をサポートすることの方が、より効果的であるとの認識が広まっていったのである。こうした路線に沿って、2005年に当時のブレア首相が、その教育改革における最重要事項として提案した政策が、トラスト・スクール制度導入であった。トラスト・スクール制度の目的は、労働党政府が推進してきた教育システムにおける協働原理を一層強固に、かつ持続可能なものとすることである。しかし、トラスト・スクール導入に対して、教育関係者すべてが賛成の意を表明したわけではなく、それに対する批判も強く、トラスト・スクール制度は大きな論争的的ともなっている。ここでは、このように現在の労働党政府の教育改革において中核的位置を占めるものの、かなりの批判も見られるトラスト・スクール制度導入をめぐる諸問題について見ていきたい。

1. トラスト・スクールの構想

トラスト・スクールの構想は、2005年10月25日に発表された教育白書『すべてのものためのより高い水準と、より良い学校』(*Higher Standards, Better Schools for All*)において提案された。当時のブレア首相は白書序文で労働党政府の教育改革が目指す目標について以下のように言明した。

「われわれは、学校がさらに発展するために、学校に与えられる自由度をさらに高めようと思う。学校がその資産やスタッフの雇用をコントロールすることを望むなら、トラストを結成することで自由にそうすることができるようになる。学校が外部パートナーとの強力なリンクを結ぶことを望むなら、学校はそうできなければならない。

われわれの目的は、授業料支払いのない独立した公的学校のシステムを創り出すことである。ト

ラストを結成することを学校が希望するのか、あるいは自治的なファンデーション・スクールになることを希望するのかは、学校が決めることである。しかし、今後は、不要な官僚的干渉なしに、学校は容易にそうできるようになる。学校は、公平な入学、公平な資金供与、そしてクリアなアカウンタビリティを持つシステムにおいて、そのようにできるのである。」⁽¹⁾

このようにブレア首相は、アカデミーに準ずる「独立した公的学校」の推進を教育改革の目標に掲げ、そのための最重要の制度としてトラスト・スクール導入を提唱したのである。公的学校に、より大きな自律性を与えることが強調された理由は、教育システム全体の改革を促し、それを持続可能なものにするためには「改革が学校の中に組み込まれ、自己持続的なものとなり、学校と親によって主体的に推進されていく」⁽²⁾ が必要であると考えられたからであった。

白書は、こうした原理に基づく学校システムこそが「親のニーズと願望により的確に対応するもの」となり、また、そのシステムにおいては「すべての」親が卓越した学校を選択できるようになると主張した。⁽³⁾ このような目標を持つ学校システムの「変容」にとって大きな役割を果たすと期待された学校がトラスト・スクールであった。白書は「この新たなビジョンの中心に、トラスト・スクールがある。トラストは学校に強力なリーダーシップをもたらし、水準を向上させ、選択を拡大するために、外部からのサポートと成功を達成するという文化を結びつける。われわれはすべての初等学校と中等学校が、自律的となり、トラストを持つことを奨励する。」⁽⁴⁾ と、政府が意図する改革の中核にトラスト・スクールを位置づけたのである。

さらに、「純粋に個人化された教育を提供するためには、すべての学校は、自由に独自のエトスを発展させるとともに、カリキュラム、組織、資源の利用を定める必要がある。こうした決定は、画一的にはなされえない。われわれは、中央政府や地方政府とではなく、改革を推進するために親、子ども、ローカル・コミュニティと一緒に仕事をする学校を必要としている。」⁽⁵⁾ として、自律性を持った学校が、教育改革を先導していくという基本の方針にとって、自治的なトラスト・スクールは果たすべき大きな役割を有することが強調された。トラスト・スクールは「自治的なファンデーション・スクールが現在享受しているような自由と柔軟性を持つことになる。トラスト・スクールはそのスタッフを雇用し、その資産を管理し、独自の入学基準を定めることになる。さらにトラストは大臣に対して、付加的な柔軟性を申請することができる。この中には、トラストが水準向上に効果があることを証明できる場合には、カリキュラムにおける柔軟性や、給与と勤務条件に関する自由などが含まれる。」⁽⁶⁾ として、トラスト・スクールが「成功」している場合には、他の学校とは異なる自律性が与えられることも提案された。

この白書においては、トラストという制度を作ることのメリットについて、トラストの下にある複数の学校が、共通のエトスと共有されたアイデンティティを持つことができること、複数の学校をサポートするトラストがそれらに革新とベストの実践を急速に広めることができること、学校管理における効率性を向上させ学校管理の成功的アプローチを可能にすることが挙げられた。さらに、トラストは学校間の真の協働のためのエンジンとなること、トラストが企業などの、より大規模な組織との関係を持つ場合には、地域コミュニティにはない施設や管理技法などに学校がアクセ

スできるようになることも言及された。

また、トラスト・スクールの推進を図るために、この白書は、「学校コミッショナー」(School Commissioner)のポストを新設することを提案した。学校コミッショナーの役割は、トラスト・スクール推進のために、トラストとなる可能性のある組織や団体、全国的組織、地方当局、親団体と協議し、トラスト設立の場合の相談を受けることや、既存の成功しているトラストがより多くの学校とパートナーシップを築くことをサポートしたり、公営学校セクターに参画することを望む独立学校をサポートすることなどであった。これらに加えて、学校コミッショナーは地方当局に期待される新たな役割を、それらがどのように遂行しているのかをモニターし、大臣に助言することもその役割の中に含まれた。

以上のように、教育白書『すべてのものためのより高い水準と、よりよい学校』は、自律的な「独立した公的学校」のシステム構築の中核的要素としてトラスト・スクール制度を位置づけ、それによる改革のさらなる進展を構想したのである。

2. トラスト・スクール導入に対する態度

トラスト・スクールの導入を主眼とするこの教育白書の勧告に対する教育関係者や政党関係者の態度はどのようなものであったのか。

最大の教員組合であるNUTは、この白書のトラスト・スクールに関する勧告に対しては基本的に反対の立場を表明した。まず、白書が出された直後の2005年10月25日に、事務局長のスティーブ・シノット(Steve Sinnott)は声明を発表して、トラスト・スクールのコンセプトを「(学校に)いわゆるアカデミー式の自由を与え、地方当局には新しいが混乱した役割を付与するというビジョンは、教師と親の双方にとって、安定と信頼をもたらすためのレシピではけっしてない。教育当局を通じての民主的アカウンタビリティの代わりに、学校の運営に発言を持つトラストと親協議会という混乱させるごたませがつくられることになる。」と、厳しく批判した。⁽⁷⁾

さらに、NUTは2005年12月22日に『すべての子どもへの良いローカルな学校』(A Good Local School for Every Child)と題する、NUTの白書への見解をまとめたパンフレットを発表し、その中でトラスト・スクール反対の根拠を詳述した。NUTが懸念を示した点は「イングランドでは、入学システムは親が一定程度の選択ができるようになっている。しかし、白書は、選択を自治的な独立したトラスト・スクールまたはトラスト・スクールのグループとの間の競争に基づく選択として予測している。」⁽⁸⁾や、「実際、トラスト・スクールとファンデーション・スクールの地位は存在しない問題に対する解決策を提供するものである一方、コミュニティ・スクールの地位の廃止は不一致をもたらし、教育に対するコミュニティの影響力を減退させることになる。」⁽⁹⁾との指摘のように、トラスト・スクールという地方当局からの独立性を有する新しい学校がシステムに導入されることによる、コミュニティ・スクールの減少と学校の分断であった。

また、トラスト・スクールが「独自の入学基準」を定めることができることも、「(白書では)自

治的学校が、『学校入学要項』(Schools Admissions Code)⁽¹⁰⁾ の範囲内で独自の入学基準を設定できるようにおもわれる。白書では、学校入学フォーラムについて全く言及されていない。入学に対して、2つのアプローチが出現する可能性がある。一つは、学校入学フォーラムの協定に基づく入学パターンにしたがうコミュニティ・スクールと、もう一つは独自の入学基準を採る自治的で独立的な学校である。⁽¹¹⁾や、「個々の学校が入学基準を定めるやり方から生じる混乱は、親にとっても学校にとっても有益ではない。それは、ただ学校間の競争に火を注ぐことにしかならない。」⁽¹²⁾として、批判の対象となった。さらに、トラスト・スクールに与えられるカリキュラム編成における自由も、「トラスト・スクールの地位を獲得するための‘餌’としてカリキュラムにおける柔軟性が与えられることになる」という白書の意味は、深刻な懸念を引き起こす。現在の過密なナショナル・カリキュラムは、根本的再検討を要する。幅広くバランスのとれたカリキュラムというコンセプトが、すべての青少年にとっての権利であるのか、それとも学校への懲罰であるのかを、議会は自身に問うべきである。すなわち、ナショナル・カリキュラムがすべての子どもの学習にとっての権利であるがために(NUTはそう考えるが)改訂されたナショナル・カリキュラムの範囲において新たなカリキュラム上の柔軟性がすべての学校に対して与えられるのか、それとも現在のやり方がすべての学校に適用されるのかである。⁽¹³⁾のように、学校間の格差をもたらすものとして批判された。

このように、NUTはトラスト・スクールが、地方当局から独立することによる「民主的なアカウントビリティ」の欠如、独自の入学基準やカリキュラム編成上の自由がもたらす学校間格差の拡大に焦点を当て、トラスト・スクールに対する反対の基本方針を打ち出したのである。

では、NUT以外の他の教員組合・団体はどのような態度を示したのか。中等学校校長協会(Secondary Heads Association)の事務局長ジョン・ダンフォード(John Dunford)は、「白書において提供される自由は、大部分幻想でしかない。学校に必要なことは、政府の干渉と絶え間ない教育改革からの自由である。さまざまなプログラムによって既に過重となっている学校が、急いでトラスト・スクールになろうとすることは予想されない。学校は既に、スペシャリスト・スクールとして外部パートナーとのリンクを持つことができるし、法的規定を変えずに必要なカリキュラム上の自由をますます発展させることができるからである。」⁽¹⁴⁾と、現在の制度的枠組みを変える必要はないとして批判した。

また、教員・講師協会(Association of Teachers and Lecturers)は、「ATLはスクール・トラストのナンセンスを非難し、公的サービスに、さらに私的セクターイデオロギーを押しつけようとすることに対する、怒りの広がりを予想する。・・・スクール・トラストは問題がないような領域への解決策である。学校は、専制的なリーグ・テーブルを除くと既にそれが望む多くの自由を持っているのである。」⁽¹⁵⁾と厳しく批判した。

さらに、全国校長協会(National Association of Headteachers)は「トラスト・スクールにかかわる提案については深刻な留保をする。トラストと地方当局との関係は、非常に重要なものとなる。民主的アカウントビリティを欠く疑似地方当局の創設は、どうしても避けなければならない。現在、トラストの枠外で、既に独自の決定をする大幅な自律性と自由を有する学校に対して、より多

くの自由を与えるという政府の強い願望に、自治的なトラストが応えるかどうか、明らかに問われねばならない。」⁽¹⁶⁾と、トラスト・スクールに強い疑念を表明した。

このように、NUTをはじめとする主要な教員組合・団体は、トラスト・スクール導入に対して総じて批判的な態度を示したのである。

トラスト・スクール導入への疑問は、政治の世界においても表明された。下院の教育技能委員会は、教育白書についての議論を行い、その報告書を2006年1月27日に公表した。報告書の結論も、トラスト・スクールに対しては批判的なものであった。すなわち「われわれは、トラスト・スクールは新しいコンセプトではないと結論づけた。政府は、ファンデーション・スクールの一つのタイプの名称を変え、学校が前進するための方向性として推奨しようとしている。トラスト・スクールとなる場合のプロセスについて、一層の具体性と明確性が必要である。政府が、トラスト・スクールが運営されるやり方についての懸念を和らげようとするなら、できる限り早くこうした具体性と明確性を提示しなければならない。」⁽¹⁷⁾や、「トラスト・スクールは白書において、学校ガバナンスのラディカルな革新として推奨されているが、こうした自由や柔軟性は、2002年教育法第2条に規定された革新するための権限により、すでに学校に与えられていることに留意することが重要である。」⁽¹⁸⁾「外部パートナーと学校の成功との間、または地方当局の統制からの学校の独立性と学校の成功との間の因果関係は立証されていない。」⁽¹⁹⁾、さらに「トラスト・スクールになることはある学校にとっては魅力的であるかもしれないので、教育技能省はそう望む学校には助言を与えアシストすべきであるが、しかし、それは多元的な学校システムにおける一つの選択肢であるべきだ。トラスト・スクールの促進が、最重要の政策目的となるべきではない。」⁽²⁰⁾として、トラスト・スクールの推進を意図する政府の方針に対して消極的なスタンスを示したのである。

こうした態度は、労働党議員の中でもかなり見られ、この下院委員会委員の一人であったデビッド・シェイトー（David Chaytor）は、トラスト・スクールのコンセプトは、イデオロギー的に「危険」なものであると断じた。その理由は、学校改善や水準向上のために懸命に努力してきた教師、地方当局の行政官などに対して、トラスト・スクールは地方当局から「オプトアウト」しなければ改善は見込めないというメッセージに他ならないものであるからであった。また「学校は、リーグ・テーブルのプレッシャーに駆られて、自校のサバイバルに集中するようになることは誰でもすぐに予想できる。隠れた選抜がはびこるようになるだろう。・・・わが国の11歳生徒は、エトスがますます、階級、信仰、エスニシティによって決まってくるような多層の中等学校へとふるいにかけられ、ソートされ、分離されるようになるだろう。」⁽²¹⁾と、トラスト・スクールが独自の入学基準を定めることができるために、イギリスの学校システムに再び選抜の要素を持ち込むことへの強い懸念も表明したのである。

3. 2006年教育・監査法の成立

このように強い批判がある中で、白書の勧告を実施するために、政府は2006年2月28日に「2006

年教育・監査法案」を提出した。しかし、この法案の規定の中にはトラスト・スクールという文言は使われずに、トラスト・スクールは「維持団体（ファンデーション）を有するファンデーション・スクール」と定義され、トラスト・スクールとなるにはファンデーション・スクールとなることが前提条件とされたのである。したがって、現行の4タイプの公営学校中で、コミュニティ・スクール、ボランティア統制学校、ボランティア補助学校がトラスト・スクールとなる場合には、学校のタイプをファンデーション・スクールに「変更」することが必要となった。また、トラスト・スクールが新たな選抜制度への回帰をもたらすのではないかとの批判を考慮して、法案は「公平なアクセス」を確保するために、能力による新たな選抜の禁止を再確認するとともに、「隠れた選抜」を排除するために入学時の親や子どもへの面接を禁止し、また学校が入学基準を定める場合には「学校入学要項」に従わなければならないことも盛り込んだ。

しかしながら、前述のトラスト・スクールに対する批判や反対の存在を反映して、労働党議員の中でも、左派を中心に法案への反対を表明する議員がかなり出てくるなど、法案の審議は難航した。議員の反対の主な理由は、「独立的な公的学校」として、独自の入学基準の設定などの自由を持つトラスト・スクールが、学校の「2層」構造をもたらし、その結果、不利な環境に置かれている子どもや親が、「下層」の学校に集中するようになるというものであった。この理由は、選抜制度や学校の階層性に対する、伝統的な労働党の根強い批判と嫌悪を反映するものであったが、反対意見の強さはこれらの議員の中に、2人の元閣僚や7人の元副大臣も含まれることでも示された。2月28日に議会に提案された法案は、読会においても多くの労働党議員が反対票を投じ、政府は可決に必要な多数を確保するために保守党議員の賛成に頼らざるを得なかった。法案審議の過程で、反対派議員は学校がトラスト・スクールになる際に親の投票を義務づける修正案を提出したが、政府側と保守党議員の反対により、修正案は否決された。しかし、この修正案に賛成した労働党議員は67人に上り、労働党内の反対の大きさが改めて示されるかたちとなった。⁽²²⁾ 法案は2006年3月25日に下院を通過し、上院に送られたが、上院でも労働党左派の元党首キノック議員はトラスト・スクールが「社会的・教育的格差を恒久化するもの」であり、「政府は教育的達成が、より多くのタイプの学校を導入することや、学校と地域コミュニティ外の利益によって主に統治される市場を動かすことによって向上しようと考えているが、このドクトリンのすべての要素は誤りである。」⁽²³⁾と批判的見解を表明したのである。

このような紆余曲折を経たものの、教育法案は2006年11月8日に「2006年教育・監査法」として成立した。同法ではトラスト・スクールについて「学校についての変更」(Alterations to schools)に関する第18条から33条において規定されているが、教育技能省による同法の解説によると、これらの条項の概要は以下のとおりである。

「第18条は、すべての学校がファンデーション・スクールになり、維持団体を獲得し、その維持団体が理事の過半数を任命することを可能にする。こうした変更のすべては、(第22条に規定されるとおり)理事会が同意する場合にのみ、実施することができる。但し、いくつかの条件の下では、地方当局は、理事会の決定を学校裁定官に申し立てることができる。この法律では、維持団体の獲

得および維持団体が理事の過半数を任命することを認めるような決定を、法で規定された学校についての変更とする。このことは、セーフガードと協議プロセスが、規則と手引きにおいて詳述されることを意味する。

トラストとの関係は、長期的であるように企図されるが、第25条は、トラストのパフォーマンスに実際的な不満をもつ学校が、トラストを廃止することを認めている。規則によってそのプロセスが規定されるが、トラストの将来について過半数以下の理事が、公式の検討を開始できるようになる。理事会がトラストを維持することを3分の2以上の賛成で決定した場合には、少数の理事による決議を7年間行うことができない。^[24]

ここにも示されるように、同法でもトラスト・スクールという文言自体は使われておらず、トラスト・スクールは法的には「維持団体（ファンデーション）を有するファンデーション・スクール」と規定された。

4. トラスト・スクール制度の概要

2006年教育・監査法によって法的基盤を与えられたトラスト・スクール制度は、どのような特質を持つものであるのか。

トラスト・スクール導入の最も大きな理由は、2001年以降、労働党政府が重視してきた学校教育における協働とパートナーシップのさらなる強化である。2006年11月に出された教育技能省による文書『トラスト・スクールが提供するもの』(What Trust Schools Offer)は、「学校は、他の学校と協働し、そこから学ぶ時に、また、外部パートナーの熱意と専門性を利用するときに、さらに地域コミュニティと密接に協力するときに最も高い達成を示す。われわれは、今、すべての子どもがベストの機会を獲得し、最高の水準に到達することを保障するためにこうした強みを最大限利用し、それに依拠しなければならない。」として、トラスト・スクールを協働とパートナーシップのさらなる強化のための、最重要の制度として位置づけている。^[25] また、「トラストを獲得することは、学校にとって、協働を強化すること及び、学校の戦略的リーダーシップをサポートするためにそのパートナーの専門知識とエネルギーに依拠することによって、水準を向上させる一つの道である。トラスト・スクールは、その生徒のための願望を共有し、コミュニティが学校の持続的改善をサポートできることを認識し、また学校に理事を提供する組織によって、支援されることになる。また、トラスト・スクールは、持続可能で安定したパートナーシップの枠内で、また最初に明確な目的と成果における合意を持って、このことを成し遂げることができる。」^[26] と、法律に基づくフォーマルな枠組みを作ることによって、トラスト・スクールが外部パートナーとのパートナーシップを「持続可能で安定したもの」にすることを目的としていることを強調した。

これまでも学校は協働とパートナーシップを実践してきたが、しかし「協働を維持することは、学校によってかなりの時間と努力が費やされた後でも、特定の個人の転出や優先事項の変動によって維持するのが困難な場合」^[27] がしばしば見られたのに対して「トラストの結成は、リーダーシッ

プの変化に耐える長期的で、持続可能な関係を作り出し、したがって、学校による協働への投資を最大化する。さらに、フォーマルな枠組みにおける当初の親との協議やパートナーとの交渉は、最初から明確な目標と共通の目的が存在することを保障する。』⁽²⁸⁾として、フォーマルな枠組みにおける協働とパートナーシップの持続的推進への効果が重視されたのである。

トラスト・スクール制度の大枠は、トラストを結成しそのトラストが傘下の学校をサポートするものである。⁽²⁹⁾ 2006年教育・監査法の規定によって、トラストは公益法人（charity）でなければならず、トラストに加わるトラスト・メンバーの財政上の責任は、一定の限度額の範囲内にとどまる。公益法人としてのトラストはチャリティ委員会に対して説明責任を負い、業務を適切に遂行することが義務づけられる。したがって、トラストは学校をサポートすることによって利益を上げることができず、トラストが発生させたり、受けたりした収益は公益という目的に沿って使用することが義務づけられている。

トラスト・メンバーには、個人または組織（団体）がなることできる。これらのトラスト・メンバーがトラストの方針を決定し、「理事」（trustee）の選出や任命を行う。理事は、トラストの日常的管理に責任を持つ個人であり、トラストには少なくとも2人の理事を置くことが義務づけられているが、個人のトラスト・メンバーが理事となることもできる。理事は、トラストの日常的管理運営を行うとともに、トラスト傘下の学校理事会にトラストを代表する学校理事を任命する。トラストは、その任務を遂行するために傘下のトラスト・スクールの土地、建物、資産を保有する。また、公益法人としてのトラストには特に「コミュニティの統合」と「良好な人種関係」を推進することが義務づけられている。

トラスト・メンバーとして参加が期待されている組織、団体等は、大学や継続教育カレッジ、教育関係の公益法人、企業、コミュニティ・グループ、当該学校の地方当局などである。教育技能省は、これらの組織、団体がトラストに参加する場合のメリットを以下のように挙げ、トラストへの参加を推奨した。⁽³⁰⁾

大学や継続教育カレッジの場合は「高等教育、継続教育機関は地元でまたは全国的に、教科専門に基づくか、特定の関心に基づく学校との長期的で共生的な関係を発展させることができる。全国で、学校、カレッジ、大学は既に、14歳から19歳の履修をサポートするためにパートナーシップを発展させており、また、より広いカリキュラムへの青少年のアクセスのための選択を拡大させている。これらのパートナーシップは、高等教育や継続教育への志望を高めたり、それらへの進学を改善する場合に非常に重要なものである。」というものである。

民間企業については「多くのビジネスは、その地域コミュニティや適切な場合は全国的に、地域の学校と専門知識とスキルを共有し、政策の発展に貢献するために参画する機会を歓迎している。ビジネスはまた将来の被雇用者となる青少年と関わることを歓迎する。トラストの一部となることは、共有され、またフォーマルな枠組みとガバナンスの構造によって、学校のグループと協働することを容易にする。トラストは、わが国の学校における創造性、革新、専門性の文化を構築することを援助する機会を提供する。ビジネスはまた、自分のスタッフ・ディベロップメントにおける利

点を認識する。アカデミーやスペシャリスト・スクールのようなプログラムへの参画は、多くの従業員の間で好評であったが、結果としてスタッフのモラルの向上と在職率の改善が見られた。」と、企業などのトラストへの参画の意義が強調された。

さらに地方当局については「地方当局にとっては、地域において一定範囲のトラストを発展させることは、親の選択に対応する学校プロビジョンにおける多様性を促進するという新たな責務を果たすのに役立つ。トラストは、特に学校コミッショナーが地域コミュニティや親団体との関係を仲介する場合に中心的役割を果たすような剥奪地域にとって、水準向上への取り組みに役立つ付加的な社会的、知的資本を提供する。トラストが数校をサポートする場合における効率性確保の可能性は、地方当局がさらにそのコミッショナー的役割に焦点を向けるのに役立つ。コミュニティに基礎を置くトラストは、また、例えば、子どもトラスト、持続可能なコミュニティ、健康、住宅、レジャー、コミュニティのためのニューディールのような地方当局の他の面での仕事をサポートできる。」と、地方当局に新たに期待されることとなったコミッショナー的役割の遂行にとっても、トラスト・スクールが望ましい効果をもたらすことが主張された。

では、トラストによってサポートされるトラスト・スクールの特質はどのようなものであるのか。トラスト・スクールは2006年教育・監査法の規定にしたがえば、学校のタイプとしては「公益団体（すなわちトラスト）によってサポートされるファンデーション・スクール」であり、トラスト・スクールの運営資金は、地方当局の他の学校と全く同一のベースで地方当局から、トラスト・スクール以前と変わらず提供される。したがってトラスト・スクールになることによって、同じ地方当局にある他の学校より多くの運営資金が与えられることはない。

ただし、トラスト・スクールは地方当局からの運営管理上の「独立性」を有するために、学校の土地、資産の管理、教職員の雇用、入学基準の設定は学校理事会が行う。⁽³¹⁾しかし、前述のように入学基準については、「学校入学要項」に従わねばならず、選抜的要素を含む新たな基準を設定することはできない。また、自律性が強化されるトラスト・スクールであるが、ナショナル・カリキュラムの枠にしたがわなければならない、さらにOfstedによる査察も他の学校と同様に受ける。

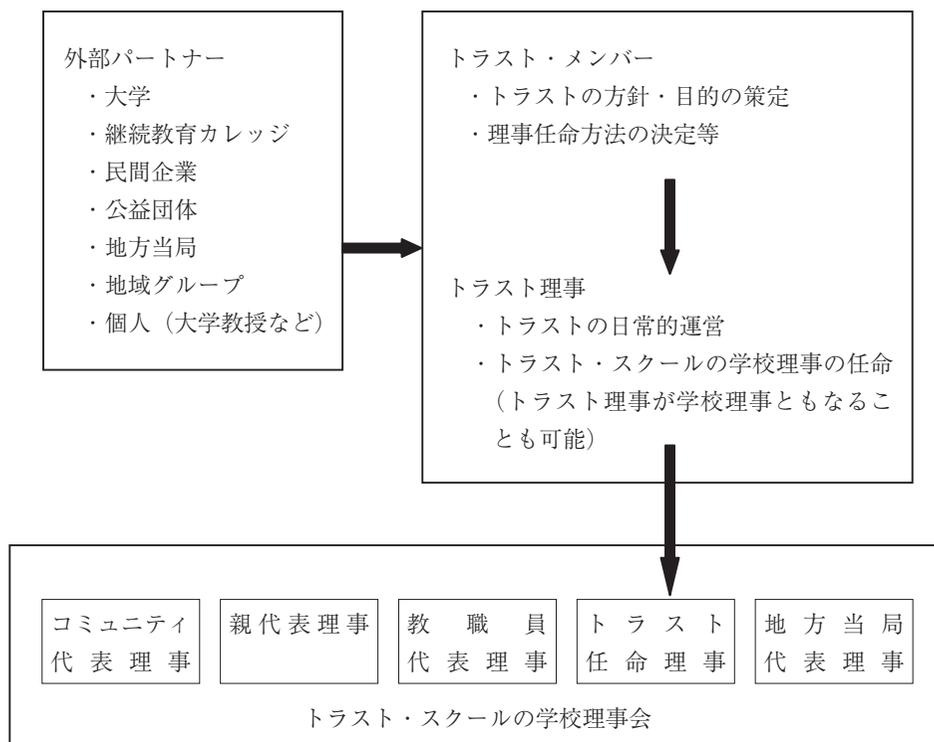
学校理事会の構成についてみると、既存の学校理事会が希望すればトラストは当該学校理事の過半数を任命できるが、その場合には親代表理事の数が減ることになり、そのため、学校理事会に対して助言や協議を行うための「親協議会」(Parent Council)を設置することが義務づけられている。学校理事会の構成について、コミュニティ・スクールとトラスト・スクールを比べてみると、コミュニティ・スクールの場合、地方当局が任命する理事が理事総数の5分の1、親代表理事が総数の最低3分の1（全員が親による選挙）、教職員代表理事が総数の3分の1、地域代表理事が総数の最低5分の1となる。トラスト・スクールの場合は、地方当局が任命する理事は総数の5分の1以下（最低1人）、親代表理事は総数の最低3分の1（そのうち最低1人は在校生の親の選挙による選出）、教職員代表理事が総数の3分の1以下（最低2人）、地域代表理事が最低1人、そしてトラスト任命理事が最低2人である。但し学校側が学校が理事の過半数をトラスト任命理事にするかどうかを選択できる。このモデルにしたがえば、例えば理事数が11人のトラスト・スクールの学校理事

会の場合、理事構成は、選挙で選ばれた親代表理事1人、教職員代表理事2人、地方当局任命理事1人、地域代表理事1人、トラスト任命理事6人（そのうち3人は親）となる。トラストと学校理事会とは別組織であるために、学校独自の方針決定や学校の管理運営は学校理事会が責任を持ち、学校運営のための資金もトラストにではなく学校理事会に対して交付される。

以上のようなトラスト・スクールの構造は、図1のように示される。

政府は、トラスト・スクール推進のためにトラストとトラスト・スクールとの関係を、意図的に「柔軟な」ものとする方針を打ち出しており、主に3タイプのモデルを提示している。⁽³²⁾ 第1は、単一のトラストの下に、全国の複数の学校が置かれるものである。この場合には、たとえば専門が同じ複数のスペシャリスト・スクールを一つのトラストがサポートする。第2は、特定の地域の学校が協働するために1つのトラストを結成する場合である。このタイプについて、教育技能省は「地域の学校のグループは、ベストの実践を共有するために、協働することを選択できる。これは、ある特定の科目を発展させたり、14歳から19歳のための学習機会拡充の創造などの特別の 이슈に

図1 トラストの構造



出所：SSAT, Trust and Foundation Schools Programme, Introductory Seminars-September 2008資料を一部修正)

取り組むという目的を持つことが考えられている。トラスト・スクールは、単独では提供できないような経験と資源を生徒に提供できるようになる。このことはすでに多くのところで実現しているが、しかし、トラストの旗印の下で協働することは、学校の目的、期待を明確にでき、協働を持続可能なものにすることができる」として、協働がある程度進展している学校間でトラストを形成することによって、それをさらに強化できると強調している。第3は、個別の学校が単一のトラストの下に置かれるものである。これは、大学、コミュニティ・グループ、地元企業などの外部パートナーとの関係を一層強固なものにすることによって、外部パートナーの持つ専門知識などを、学校の水準向上のために積極的に利用することを目的としている。こうした柔軟なモデルの提示に加えて、教育技能省はトラスト・スクールへの転換を試行する28のパスファインダー・プロジェクトを2006年9月に実施し、各プロジェクトに対して1万ポンドの補助金を交付したが⁽³³⁾、パスファインダー・プロジェクトへの参加校は最終的に69校に達した。さらに、教育技能省はSSATに対して、トラスト・スクール推進のためのコンサルティング、アドバイスなどを委嘱し、SSATはそのウェブサイト、セミナー、ワークショップなど開催を通じて、その進展を図ることとなった。2007年5月の教育技能省の発表によると、パスファインダー・プロジェクトへの参加校も含めて、全国で約200校がトラスト・スクールへの転換を計画していた。この数字について、当時のブレア首相は「トラスト・スクールになることを望む学校の数は、期待した数の2倍に達する」と、トラスト・スクールへの高い関心を歓迎した。⁽³⁴⁾ トラスト・スクール制度は2007年9月から正式に施行されたが、その時点で13のトラストが結成され、その下で30校がトラスト・スクールとなった。2008年4月には、さらに20校がトラスト・スクールとなり、また116校がトラスト・スクールとなることを認められる予定であることが発表されたが、2008年9月の時点では、DCSFの資料によると全国で113校がトラスト・スクールとして認められている。

これらのトラスト・スクールの一つのケースとして2008年9月に訪問調査⁽³⁵⁾を行ったノースベッドフォードシャー・スクールズ・トラストについて見てみたい。

5. ノースベッドフォードシャー・スクールズ・トラストにおける活動

2007年9月に正式に発足したトラスト・スクールの一つが教育技能省のパスファインダー・プロジェクトにも参画していたノースベッドフォードシャー・スクールズ・トラスト (North Bedfordshire Schools Trust, 以下NBST) である。⁽³⁶⁾ このトラストは、ノースベッドフォードシャーにある学校群と外部パートナーとして参加した地域の企業、大学、継続教育カレッジとで構成され、教育技能省のモデルの中の第2のタイプのトラストに当たる。この地域の学校システムは、ローワー・スクール (5歳～9歳) 15校、ミドル・スクール (9歳～13歳) 3校、アッパー・スクール (13歳～18歳) 1校という3段階の学校で構成されており、トラスト全体では生徒数約5,500人を擁し、アッパー・スクールを頂点に置くピラミッド構造をなしている。トラストに参加している外部パートナーは、地元には大きな研究所を持つユニリーバ・リサーチ、情報システム会社のキャピタ・

シムス、継続教育機関のベッドフォード・カレッジ、そして高等教育機関のクランフィールド大学である。

このトラストのミッションは「NBSTにコミットする教育およびビジネスパートナーとして、われわれは、協働や願望と専門的知識の共有によって、水準を向上させ、4歳から19歳の生徒のためのユニークでかつエキサイティングな21世紀の教育を創造する」というものであり、この地域の学校間の協働を強化するとともに、地域の企業と高等教育機関、継続教育機関との長期的で持続可能なパートナーシップを構築する目的で設立された。設立に際して関係者は「われわれは、学校が孤立して運営される時代は既に過ぎ去ってしまっており、またわれわれが協働する限りにおいて21世紀の革新的教育が可能となると信じる。」と、学校間協働の意義を強調している。こうした学校間協働を基盤として活動していくというNBSTの精神は「われわれの願望を共有する」「目標とターゲットについて合意する」「すべてのステークホルダーと協力する」「勇敢で創造的である」「モニターし、評価し、説明責任を果たす」「違いを作り出す」という、活動指針の中にも端的に示されている。NBSTが具体的に目指すものは、トラストに参加したすべての学校の水準のさらなる向上であり、これらの学校の生徒たちに「質の高い学習経験」を提供することである。そのための活動の焦点として「NBSTの学校間および他の学校との間の協働をさらに進める」「科学、ICT、言語におけるリソースと専門性を改善する」「すべての生徒にとっての職業学習と個人化された学習の機会を発展させる」「小規模な農村地域の学校の能力を、調和化とサポートサービスの展開を通じて解放する」「トラストに参加しているかどうかにかかわらず、地域のすべての生徒の教育的結果を改善する」「学校と雇用者の連携と、訓練機会の共有を通じてすべてのスタッフを子どもたちのための学習機会を豊富にする」「広くコミュニティの生活を高める」「4歳から19歳のすべての子どもたちのためのよりよい未来のために、卓越性とビジョンを発展させる」が掲げられている。

この地域で、学校間協働を一層促進するためのトラストが作られた要因の一つは、ローワー・スクールからミドル・スクールを経てアッパー・スクールへと、生徒が進学していく3段階の学校システムにおいて、例えば上級の学校で学習意欲を失ってしまうような生徒に対して一層効果的に取り組むためには、早期の段階からの学校間の協働と連携が必要ではないのかという校長や教師たちの間で強く存在した意識であった。2003年には19校による「教育改善パートナーシップ」という協働のためのゆるやかな枠組みが作られていたが、トラストは外部パートナーを加えて、さらに強固で長期的な協働関係を築くために結成されたのである。

このトラストの構造を見ると、トラストの基本的方針決定のために、トラストに参加する学校19校と外部パートナーの代表各1名で構成される評議員会が置かれ、その下に、具体的活動を行っていくための「サービス調和委員会」と「カリキュラム革新委員会という二つの委員会が設けられている。サービス調和委員会は、19校というスケール・メリットを最大限生かして、例えばできる限り経費を抑えるために、学校グラウンドのメンテナンスやコンピュータを一括して契約、購入するための調整をしたり、さまざまな資金獲得のために忙しい校長に代わって申請書を作成するなどの活動を行っている。カリキュラム革新委員会には、このトラストが重視する科目（科学、数学、芸術、

外国語、スポーツ)や革新に関わる事項(生徒への介入戦略、リーダーシップ訓練、ITとバーチャル・ラーニング環境、教育資金、学校組織など)を担当する作業部会が置かれ、これらの作業部会を通じて各学校間の協働・連携や外部パートナーによるサポートが実際に行われる。例えば、リーダーシップ訓練の作業部会は、多くの場合校長になるための訓練などを受ける機会がほとんどないローワー・スクールの教員に対して、共同のリーダーシップ訓練の機会を提供したり、外国語部会では、アッパー・スクールのフランス語教員がローワー・スクールやミドル・スクールで教えることによって、トラスト下の学校全体のフランス語教育の質を向上させることも試みられている。

外部パートナーの学校へのサポート活動については、たとえばユニリーバはその研究所の科学者を学校に派遣して、科学への興味や関心をかき立てるような学校ではできない実験(子どもたちが中に入れるシャボン玉や水晶のアイスクリームをつくる)をして見せることや、キャピタ・シムスは学校のコンピュータ・システムにデータ処理プログラムを提供するなど、その専門知識、技術を生かしたサポートを行っている。両社がトラストに参加した主な動機は、地域の学校教育の質向上への貢献という、いわゆる企業の社会的責任の遂行であるが、企業側も間接的なメリットを意識している。特に、ユニリーバは研究所に優秀な研究者をリクルートするためにも、その子どもたちが行く地域の学校の水準向上に取り組むことが必要であると認識し、またキャピタ・シムスも自社のシステム改善にとって学校でそのシステムを使ってもらうことが役立つと考えていることを意識していた。こうしたかたちで、企業が学校をサポートすると同時に、学校も企業をサポートする双方向のパートナーシップ関係も見られるのである。継続教育カレッジのベッドフォード・カレッジは、特に学校での学習意欲を失ってしまいがちな、大学進学志望ではないアッパー・スクールの生徒たちに対して、週のうち3日は学校で、2日はカレッジで教育を受け、学校では学べないような実際の、職業的な学習が可能となるなどの機会を提供している。

6. NBSTにおけるトラスト・スクールの校長の意識

近年のイギリスにおける協働原理浸透に大きな役割を果たしてきたのは、自らイニシアティブをとってその推進に懸命に努力する現場の校長たちである。そうした意味において、トラスト・スクールの導入においても校長たちがどのような意識を持っているのかが、重要なものとなる。では、トラスト・スクールとなった校長たちはどのような意識を持っているのであろうか。その一例としNBSTのアッパー・スクールの校長へのインタビューを手がかりに見てみたい。⁽³⁷⁾

〔トラスト・スクールに関心を持ったきっかけについて〕

「2年前に、わたしたちは政府がこの新しい制度の発展について考えていることを聞きました。そこで直ちに、本校が政府にコンタクトして関心を持っていることを伝えたところ、(パスファインダー・プロジェクトに)申請するように勧奨されました。そこで申請し認められました。わたしたちはすぐに他の学校にこのプロジェクトに参加するかどうか打診しました。わたしたちはリー

ダーとなることを望んだのです。わたしたちはこの変革において、ローカル的にもナショナルにもリードすることを望みました。それが理由です。」

〔トラスト・スクールになった理由について〕

「学校は北ベッドフォードシャーとの他の学校の協働の歴史をもっています。これが一つの理由です。また、学校は産業界からの外部パートナーを持ちたいと望みました。さらに、自治です。わが校は自校の未来の針路により大きな役割を果たすことを望み、独力で進んでいくことに自信を持っています。これらが3つの理由です。しかし、最終的にはわたしたちは、違いを作り出したかったのです。わたしたちは、子どもたちに提供するものを、さら良くしようとしたかったのです。」

〔トラストの目標について〕

「このトラストには15校のローワー・スクール、3校のミドル・スクールが参加していますが、これらの学校の生徒は最終的にはこの学校にやってきます。わたしたちは、連続的でスムーズに流れるカリキュラムを提供することを望んだのです。トラストによって、わたしたちは、このカリキュラムをさらに強くしようとしたのです。(トラストの)どの学校に行こうとも、子どもたちは可能な限り強いカリキュラムで学ぶこととなります。生徒たちはスポーツ、数学、科学、外国語の専門を学びます。わたしたちは5歳からフランス語とドイツ語を教えています。その中である学校でそのための教師が不足したときは、他の学校の教師がそれを補っています。また、わたしたちは施設などを共有しています。専門の施設などは他の学校も利用できます。共有は教師だけに限られてはいません。この学校の会計主任や、ITマネージャーも他の学校を手伝っています。だから、共有しているのは施設だけでなく、専門知識も共有されています。」

こうした共有は、トラストという構造がなくても過去にわたしたちは行ってきました。しかし、この種の法的基盤を持つことによって、この法人は、わたしたちがさらに強化しようとする領域に新たな勢いを与えます。民間企業がその勢いに付け加えられました。わたしたちは、過去においてよりも、良い実践を共有したり、資源を共有したりすることにさらに努力しています。トラスト・スクールは、実際に、資源へのアクセスを増大させました。」

〔トラスト・スクールになることの利益について〕

「わたしたちは最終的には水準の向上を目指しています。生徒たちが(トラスト・スクールであることによる)違いを認識することができればと思っています。すでに小規模校の生徒たちが、トラスト・スクールがなければ受けることができなかつたような外国語や科学の授業を他の学校で受けるようになっていきます。だから、生徒たちはより強化されたカリキュラムを履修しているのです。また、ITの授業も改善されています。最終的には学校の資源のレベルが高いものとなるでしょうが、その実現には少し時間がかかるでしょう。また、学校間の協働も強化されます。法律的な刺激によって協働がより組織化され、協働へのより強いコミットメントが生じるでしょう。」

〔協働の推進にとってトラスト・スクールという新たな枠組みは必要であるのか〕

「協働は、英国のシステムにおいてこのところ強い特色となってきました。私は、トラスト・ス

クールは協働の新たな流れだと思います。政府は、多様性の理念を好んでいます。つまり、一つのシステムではなく、いくつかのシステムがあることです。だから、アカデミーがあり、トラスト・スクールがあり、学校連合があり、教会学校があるのです。協働の理念は目新しいものではないと思います。しかし、トラスト・スクールは協働する場合の違ったやり方です。大きな違いは、それが、公式にビジネスを含む外部パートナーを導入していることです。このトラストには4つの外部パートナーがいます。2つは民間企業で、大学と継続教育カレッジです。彼らは、現在のわたしたちの教育ビジョンと教育実践をサポートしているのです。」

〔トラスト・スクールに対する教員組合などの批判や反対について〕

「この地域では反対は全くありませんでした。わたしたちは学校の組合代表、地域の組合代表と会って、教員が失業するようになったり、教員の発言権がなくなったり、企業がやってきて学校を運営したりするようにはならないことを保証しました。わたしたちが最初に検討を始めたとき、直ちに組合と話し合いを始めました。わたしたちは組合と良好な関係を持っており、組合もわたしたちがやろうとしたことが脅威ではないことを理解しました。ただ、全国的には、組合が、トラスト・スクールになろうとすることを全く理解しない地域もあると思います。」

〔トラスト・スクールが隠れた選抜をする学校になる可能性があるという批判について〕

「それは正しくはありません。学校入学要項がありますし、トラスト・スクールであろうとなかろうと、アドミッション・ポリシーを定めなければなりません。この学校のアドミッション・ポリシーは変わっていませんし、将来も変わりません。私は、系統的に（選抜は）できないのでこうした批判は、波風を立てようとするデマだと思います。トラスト・スクールであろうとなかろうと、ある学校が選抜的なアドミッション・ポリシーを導入した場合に、地域の他の学校がそれに異議を申し立てることができるのです。」

〔トラスト・スクールにおける問題点や困難点について〕

「問題点の一つは、(付加的な)補助金がないことです。トラスト設立に際しては、法律上のコストや管理上のコストのための補助金がもらえます。しかし、それが完了するといかなる補助金もありません。このことは実際上問題ですが、しかし、強みの源でもあります。各学校はトラストに、少額のお金を提供します。わたしたちが実施しようとするプログラムに役立てるためです。わたしたちが協働してやることによって、実際には、費用効果が高まります。このように資金は問題の一つですが、トラストは実際にはお金を節約できるのです。スケール・メリットが生かされるのです。」

第2の問題は、19校が同じペースで一緒に進んでいくことです。ある学校が遅れることもあり、一団となって進んでいくことです。

第3は誤解です。トラスト外部の人たちは、トラストがやろうとすることを必ずしも理解していません。だから、コミュニケーションを図らなければなりません。学校間の、また学校外とのコミュニケーションは大きなチャレンジです。」

以上のように、NBSTの中核となったアッパー・スクールの校長は、地域の19校間の協働を強化

するとともに、外部パートナーの参加によってカリキュラムを「より強い」ものにするためにトラストを設立したことを改めて強調している。NBSTのトラストとしてのモットーは「すでにある道を辿るのではなく、道がないところを歩み、跡を残せ」というものであるが、こうしたモットーにも、トラスト・スクールという革新にいち早く取り組んでいく校長たちをはじめとする関係者の気概が感じられるのである。

7. コーポラティブ・トラスト・スクールの推進

以上、労働党政府が教育改革における重点施策として推進しつつあるトラスト・スクールの展開について見てきた。水準向上を目指して、外部パートナーの参画により協働をフォーマルで持続可能なものにするるとともに、学校の自律的ガバナンスを強化するための枠組みであるトラスト・スクールに対する学校現場の関心は、予想以上に高いようである。ただ、NUTなどの主な教員団体は2006年教育・監査法成立後も、依然としてトラスト・スクールに対しては反対の態度をとり続けている。例えば、NUTは2007年6月に「トラスト・スクールに反対するキャンペーン」のための教職員、学校理事、親向けの文書を発表し、改めて反対の主張を繰り返した。そこでは、「NUTは、学校がコミュニティ・スクールにとどまり、地方当局がそれらをサポートする時に、コミュニティのニーズに最も的確に答えることができる」として、トラスト・スクールが地方当局から独立すること、また「トラストはその政策決定に対して誰にも選挙による説明責任を果たさない。トラストが指名する学校理事は独立して選ばれるのではなくトラストのコントロールの下にある。したがって、トラストは学校理事を選出する親、コミュニティ、教職員の民主的権利を侵害する。」として、トラストによる学校理事会の「支配」に対して強い反対が表明されている。⁽³⁸⁾

この批判に示されるように、NUTなどのトラスト・スクールに対する批判は、公的学校が民間企業を含む外部パートナーによってコントロールされることによって、学校教育の最も重要なステークホルダーである親、教職員、さらに地域コミュニティの意思が軽視されるおそれがあるという点が主たるものである。こうした批判に応えトラスト・スクールのモデルに立脚しながらも、親、教職員、地域コミュニティの学校教育への関与や参画を増大させることによって、水準向上を図ろうとするのが「コーポラティブ・トラスト・スクール」(Co-operative Trust school)のコンセプトである。通常のトラスト・スクールにおける外部パートナーは、その「外部」という名の通り、学校外の民間企業、民間団体、高等教育機関、継続教育機関が主なものとなるのに対して、コーポラティブ・トラスト・スクールの場合は、親、教職員、生徒、地域コミュニティのグループといった直接、学校教育に過関わるステークホルダーの学校運営への参画が一層強化される。このモデル推進の中心人物であるコーポラティブ・カレッジCEOのマービン・ウィルソン (Marbin Wilson) によれば「このモデルはキーとなるステークホルダーのグループがメンバーとなり、彼らがトラストのメンバーとなることのできるようなメカニズムを提供する。そして彼らが、トラストの戦略に大きな影響を与えるフォーラムのメンバーを選出する。さらに、そのフォーラムが理事を選出する。このよ

うなやり方で、このモデルは、外部パートナーによって選出される理事と並んで、キーとなるステークホルダーに直接説明責任を持つ、理事が存在することになる」⁽³⁹⁾のである。このように、コーポラティブ・トラスト・スクールではトラストの意思決定に対して、親、教職員、さらには生徒が発言を持つことができるようになる。したがって、コーポラティブ・トラスト・スクールは、親、教職員、地域コミュニティへの説明責任がトラスト・スクール制度においては無いがしろにされるというNUTなどの批判にも応えることができると考えられているのである。

トラスト・スクールを推進している政府の側でも、子ども・学校・家族大臣のエド・ボールズ (Ed Balls) はコーポラティブ・トラスト・スクールを増やす政策を打ち出すなど、コーポラティブ・トラスト・スクール拡大に積極的に取り組むことを明らかにしている。2008年3月には、イングランドで最初のコーポラティブ・トラスト・スクールであるストックポートのレディッシュ・ベール・テクノロジー・カレッジが開校したが、2008年9月11日にボールズは、コーポラティブ・トラスト・スクールをさらに増やすために、総額50万ポンドの試行プログラムの実施を発表した。その際、ボールズは「私は、もっと多くの親やコミュニティが学校に関わることを希望しており、コーポラティブモデルはそのための理想的な方法である。このモデルは、地域の学校に直接関わり、地域で何が求められているかを最も良く知る人々に力を与えるものである。最初のコーポラティブ・トラスト・スクールが設立され、うまくいっており、私は、コーポラティブとそれが体現する民主的で革新的な機会を奨励するために、このモデルが国中に広まることを希望する。」と述べ、コーポラティブ・トラスト・スクール設立のためのパイロット・プロジェクトに100校が参加することへの期待を表明しているのである。⁽⁴⁰⁾

おわりに

以上、現在、イギリスの労働党政権が教育改革の中心施策として推進しつつあるトラスト・スクールの展開について見てきた。競争原理から協働原理へと明確に転換したイギリスの教育システムにおいて、教員組合などの批判にも関わらず、長期的で持続可能な協働のさらなる推進と学校ガバナンスの自律性強化が、トラスト・スクールという枠組みにおいて図られようとしている。さらに現在のボールズ大臣が特に推し進めているコーポラティブ・トラスト・スクールは、親、教職員、コミュニティ・グループの学校教育への関与を強め、トラスト・スクールに対する批判に応えようとするものである。ただ、トラスト・スクールであれ、コーポラティブ・トラスト・スクールであれ、こうした学校構造改革の最終目的は、学校の教育水準、生徒のパフォーマンスの向上、改善であり、まだ、制度として始まったばかりのこれらの新しい枠組みが、この最終目的の達成にとってどのような効果をもたらすのか、今後の展開と評価に注目しなければならないであろう。

註

- (1) Department for Education and Skills (2005) *Higher Standards, Better Schools for All*, forward by the Prime Minister
- (2) Ibid., Executive Summary, p.8
- (3) Ibid., para.2.1
- (4) Ibid., para.2.5
- (5) Ibid., para.2.6
- (6) Ibid., para.2.16
- (7) National Union of Teachers, Immediate Release: Education White Paper-NUT reaction, 25 October 2005
- (8) National Union of Teachers (2005) *A Good Local School for Every Child: The Response of the National Union of Teachers to the Government's White Paper; Higher Standards, Better School for All*, para.21
- (9) Ibid., para.41
- (10) 1998年学校水準・枠組法によって策定された、すべての公営学校とアカデミーの入学に関する要件を定めたもの。これらの学校の入学については、この要項に従わなければならない。
- (11) Ibid., para.44
- (12) Ibid., para.48
- (13) Ibid., para.52
- (14) Quoted in National Union of Teachers, *Initial Comment from other Organisations on the Education White Paper; Higher Standards, Better Schools for All*, October 2005, p.1
- (15) Ibid., p.2
- (16) Ibid., p.4
- (17) House of Commons, Education and Skills Committee, *The Schools White Paper: Higher Standards, Better Schools for All, First Report of Session 2005-2006, vol.1*. p.3
- (18) Ibid., para.47
- (19) Ibid., para.50
- (20) Ibid., para.66
- (21) BBC News 'Head to Head: Schools White Paper' (電子版), 5 February 2006
- (22) BBC News 'Rebels defeated on schools veto' (電子版), 23 May 2006
- (23) BBC News 'Kinnock swipes at school reforms' (電子版), 22 June 2006
- (24) Department for Education and Skills, *A Short Guide to the Education and Inspections Act 2006*, no date, p.5
- (25) Department for Education and Skills (2006) *What Trust Schools Offer*, p.1

- (26) Ibid., p.1
- (27) Ibid., p.1
- (28) Ibid., p.1
- (29) 以下のトラストに関する説明は, Department for Education and Skills (2006) *Trust Schools and Governance*, p.6 参照。
- (30) Department for Education and Skills (2006) *What Trust Schools Offer*; pp.1-2.
- (31) 以下の説明は, Department for Education and Skills (2006) *Trust Schools and Governance*, pp.4-6.参照
- (32) Department for Education and Skills (2007) *Your Guide to Trust Schools*, p.3
- (33) BBC News 'Trust schools projects revealed' (電子版), 7 September 2006
- (34) Department for Education and Skills, Press Notice, 'Prime Minister Welcomes 200 Trust School Pathfinders and Early Adopters-And Launches 400 Academy Prospectus', 14 May 2007
- (35) 訪問調査は科研基盤C「イギリスのトラスト・スクールに関する比較教育学的研究」(平成20年度~22年度)(研究代表者望田研吾)に拠る。
- (36) NBSTに関する以下の説明は, Newsletter, North Bedfordshire Schools Trust, Issue 1, March 2008 およびNorth Bedfordshire Schools Trust: What is the Future of Primary Leadership, Collaboration, Commitment & Accountability, Power Point Material, および拙稿「イギリスのトラスト・スクール——教育における新たな『協働』をめざして」『教育と医学』2009年1月号, 参照
- (37) インタビューは2008年9月29日に実施。
- (38) National Union of Teachers, 'Governors in Community Schools: Campaigning Against Trust Schools', June 2007. National Union of Teachers, 'Teachers and Staff: Campaigning Against Trust Schools', June 2007. National Union of Teachers, Parents: Campaigning Against Trust Schools', June 2007
- (39) Cooperative News-the voice of the co-op and mutual sectors, A lesson on the future of Co-op schools, 16 October, (<http://www.theenews.coop/features/Wider>)
- (40) Department for Schools, Children and Families, 'Co-op Schools to Give People Power over Local Education', Press Notice, 11 September 2008

The Development of Trust Schools in England

Kengo MOCHIDA

The Labour government in England which took office in May 1997 is encouraging the shift from competitive education culture to collaborative one especially under the second Labour government in 2001. The purpose of the shift is to stress reforms based on collaboration between schools instead of competition between schools. The shift stems from strengthened recognition in the Labour government that in a system in which only small number of 'strong' schools would 'win' it would be difficult to achieve the most important aim, that is, to achieve raising standard as a 'whole system' In other words for a 'system wide' reform realization that it is more effective for raising standard when 'strong' schools would support 'weak' schools basing on the principle of collaboration has spread widely. In this line of policy the then Prime Minister Blair introduced Trust schools as the most important agenda for his educational reform.

Purposes of Trust schools are to strengthen the principle of collaboration which the Labour government has been promoting and to make it more sustainable. However, not all stakeholders in education are in favour of Trust schools. There have been strong criticism against Trust schools and they are focus of controversy. With this frame this paper deals with topics related to introduction of Trust schools which is located in the center of the educational reforms of the present Labour government, but to which no little criticism is leveled.